



残暑お見舞い申し上げます。地震、津波、原発、猛暑の中の節電、子ども手当の廃止をはじめとする政治の迷走など、まだ8月ですが、2011年は本当に色々なことがありました。そのような中で、ほとんど忘れられているのではないかとと思われるのが地球温暖化問題です。原発事故を踏まえた今後のエネルギー政策が議論される中で、クリーンエネルギーを推進していくことが地球温暖化対策にも繋がるという脈絡で触れられることはあっても、国のトータルとしての地球温暖化対策をどのように進めていくかについては、何ら具体的なビジョンも、有効な対策も取られていません。それどころではない、という風潮に危惧を感じます。世界に目をやれば、地球温暖化対策の点でもキーを握る二大大国はアメリカと中国ですが、アメリカに関しては、債務上限引き上げ問題と来年に控える大統領選挙が国民の最大の関心事項であり、中国に関しては、ネット人口が数億人に達しこれまでのような情報統制が難しくなった中で（列車脱線事故に対する中国国民のネット上の反応は象徴的でした）、政府はいかに現体制を維持していくかに四苦八苦している状況であり、「とてもそれどころではない」状況にあるようです。しかし、地球温暖化問題は、いま目に見える被害こそそれほど生じてはいないものの、しかし確実に、甚大なあるいは致命的な事態に向けて刻々と進行していつている問題です。「それどころではない」と言って片づけられなかった問題だったと気づいてからでは遅く、まさに今から真剣に対策を講じるべき課題です。私たち人間は、どうしても、目の前の課題に気を取られ、目の前のことに一喜一憂し、ともすれば中長期的な視点を見失いがちですが、良き環境を次世代に残すため、私たちあすなろのメンバーは、一市民としてあるいは弁護士として行動することに地道に取り組んでいきたいと思えます。





弁護士  
津田 浩克

## お酒の味わい

新しいお酒の誕生に立ち会いました。ある企業の求めで、奄美の黒糖焼酎メーカーにOEM生産の相談をしました。話しは、とんとん拍子に進み、商品コンセプト、顧客ターゲット、販売価格、販売戦略、ボトルの色やデザイン、ラベルのデザインなどが決まっています。極めつけは、酒造り。長年シェリー樽に寝かせて

熟成させた原酒を熟練の杜氏がアレンジして新しい味わいのお酒を創り上げます。いくつかの候補作を飲み比べてみました。その違いは舌の上で歴然としていました。下戸の津田に酒がわかるのか？ですって。僕自身驚きましたが、わかるのです。黒糖本格焼酎「甚松」。関心のある方は、ネットで検索して、注文して、飲んでみてください。シングルモルトウイスキーに匹敵します。



弁護士  
池田 直樹

## アナクロほうそう

7月24日正午。我が家のテレビの画面は水色に染まり、翌日からは今日まで砂嵐がザーザーと吹いている。当初は「ちでぢ、どう?」「最近、葉も使わず調子いいよ」とはぐらかせたりしたもの、人並みにサンデー家電店で3Dテレビ

のチェックもしていた。しかし、結局、「あと何日」の太字の表示に意固地になった。子どもには「しゃもじで飯は盛れるが地デジで飯は進まん」と逆ねじ喰らわしてあきらめさせた。実際、夕飯どきの家族の会話が増えた。時代遅れのアナクロ法曹、皆さんとのチャンネルを頼りに営業続けています。



弁護士  
岩本 朗

## Run to Live

日常業務のかたわら、弁護士会の災害復興支援委員会に入って避難者の方の相談をうかがったり、個人的に釜石にボランティアに行ったりしていますが、相変わらず走っております。17万人以上の応募者が殺到した大阪マラソンは、見事に落選、リベンジ?で応募した神戸マラソンには何とか参加できることになりました。世は空前のランニングブームですが、今回は、単なる流行では終わらない気がします。地に足をつけて生きていきたい、自分の足でどこまでも歩いて(走って)いきたい、そんな思いがランニングブームを支えているように思われます。日本にも、ランニング文化が定着するのではないのでしょうか。



弁護士  
原 正和

## 図書館はありがたい場所

最近、子どもたちを連れて地元の図書館によく出かけます。家庭での節電努力、不景気を反映してでしょうか、あるいは、もともと人気なのでしょう、館内はいつ行っても沢山の老若男女でにぎわっています。図書館では、子どもの本探しを手伝う中で、自分が子どもだった頃に読んだ絵本と久しぶりに遭遇して、何とも言えない懐かしい思いになります。また、なかなか自宅には置いておかない紙芝居絵本なども数多く揃えられており、図書館は、子どもとの触れ合いの時間を持つには、大変良い場だと思います。また、最新のラグビーマガジンも置かれていて、書店での立ち読みは心苦しいと思っていた私にとっては、この点でもとてもありがたいと思っております(本当は、ラグビー振興のためには購入しないといけないのですが・・・)。



弁護士  
寺田 有美子

## ふるさとの言葉

赴任中の奄美から大阪へ出張の折、商店街沿いの小さな銭湯へ通うのがささやかな癒しになっています。大きな湯はもとより、そこで交わされる「大阪のオバチャン達のコテコテの関西弁」。ふるさとの言葉にこんなにも心が癒されることに、当初、驚いたほどでした。ふるさとの言葉というものは、ただそれだけで価値があるんですね。島の言葉が理解できず、戸惑ったこともありましたが、この言葉に癒されている人々がいることを思うと、何やら温かく聞こえてくるから不思議です。言葉という文化、大切に守り、伝えていきたいものですね。



弁護士  
山上 修平

## ゴルフに苦戦!

体型が「丸くなったね。」と言われるようになり、徐々に運動不足と不摂生が体型に現れ始めてきた今日この頃。今年目標でもあった「(少しでも)運動不足解消」を実現すべく、ゴルフを始めました。止まっているボールを打つのがこれ程難しいものかと、ゴルフ練習場で悪戦苦闘の連続です。何度か練習を経て、ようやく空振りが減り、先日、初めてコースに出ました。芝生の上だとよりボールに当たらない上に、飛んでも全く違った方向に飛んで行くため、あっちこっちと走り回りました。お陰様で予想以上に良い運動になりましたが、本来、あんなには動き回らならないスポーツだと思いますので、上達を目指したいと思えます。



弁護士  
廣瀬 元太郎

## 感染症と文明

自分の本棚を見ると心の中がわかるといいますが、似たような種類の本が並んでいます。たまには自分の全く興味のない分野の本を読んでみると良い、という記事を新聞か何かで見かけたので、それを実践して、感染症と文明について書かれている本を読みました。似たようなジャンルの本を読んでいると、内容の7割くらいは自分の知識と重複しているので退屈ですが、「感染症と文明」については今まで考えたことがなかったので、風土病が植民地化を防いでいた話や、ヨーロッパのペストが中央アジアから出発したとか、新鮮な話が満載で楽しめました。今後も、興味のない分野の本を読んで、知識の幅を広めようと考えています。



弁護士  
具 良鈺

## 料理

私は料理が大好きです。料理をしていると、何もかも忘れて没頭します。何品をどのタイミングとバランスで作るか、彩は、食材は、調理法は、そのかけ合わせは無限大です。冷蔵庫は小宇宙です。おもしろいことに、工程を抜かしたり手抜きしたわけでもないのに、味がイマイチであったり、他方、簡単に作ったのに絶妙な味になることもあります。違いは、食べてくれる人の存在です。人がいてこそ自分だと実感します。忙しい現代だからこそ、料理を囲んで、家族や友人と話をする、そんな何でもない時間を大切にしたいものです。



弁護士  
室谷 悠子

## 友達の結婚式で・・・

中学のソフトボール部の友人の結婚式でかつてのチームメイトとともに出し物をしました。仕事、家事、子育てなど、それぞれに忙しい合間を縫ってカラオケボックスに集合して練習を重ね、前日夜は式のために戻ってきた関東組と打合せ、当日は会場でのリハーサルまでして本番に臨みました。ユニフォームを着てややすべり気味の寸劇(コント?)をし、歌詞を覚え切れないままの歌を披露。宴会を盛上げも盛下げもしなかったのではという気もしますが、それでもみんなと一緒に何かをするのは楽しい! 素敵な相手を見つけて、機会をくれた友人に感謝です。残暑も厳しそうですが元気に頑張りたいです。



弁護士・公認会計士  
洪 勝吉

## 1年間

私が弁護士になって約1年が過ぎました。この間はあっという間でしたが、1年前が昨日のこのようでもあり、遠い昔のこのようでもあります。この1年間に多くの方と出会うことができました。会計士業務をしていたときも多くの出会いがありましたが、そのときは〇〇会社の経理部の〇〇課長といった同じような属性の方との出会いが主であったのに対し、弁護士業務では年代や職業が様々な人と接するので、多様な考え方・感じ方に触れる機会を持つことができます。これも弁護士の仕事の楽しみの1つであると思えます。今後も出会いを大切にしていきたいです。



## 本格的な生活再建に向けて

弁護士 津田 浩克

東日本大震災発生から半年を迎えようとしています。5月に、被災した中小企業が二重ローンに苦しむ現状を踏まえて、「被災中小企業の経営再建支援策に関する提言」をまとめました(詳しくは、事務所のホームページをご覧ください)。

様々な検討と議論を経て、被災中小企業の二重ローン対策として、既存債務の買い取り構想などの支援策が具体化しつつあります。

被災した個人(個人事業者を含む)に対する二重ローン対策としては、いち早く、個人被災者向けの私的整理ガイドラインがまとめられ、運用が始まりました。これは、①既存債務の返済が困難であること、②資産状況等を開示すること、③破綻処理と同等以上の弁済が確保できることを、弁護士等の専門家で構成される第三者機関が検証し、弁済計画を策定することを通して、過大な既存債務から被災者を解放しようとするものです。対象債務を銀行債務だけでなく、農協やクレジット会社に対する債務にも広げ、債務整理費用も国が負担します。各種信用情報への登録も回避され、必要な審査をクリアすれば、新規融資も受けられるようになります。この制度

の運用によって、破綻処理を回避しつつ、簡易迅速に既存債務の処理を行い、被災者の生活再建が行われることが期待されています。



南三陸町

## 震災と環境

弁護士 池田 直樹

5月末、岩手県田老町の巨大堤防の上に立った。途切れ、傾き、ひっくり返ったコンクリート塊は、湾内に奇抜なモニュメントが点在しているかのようだった。狭い平地に肩を寄せていたはずの町は跡形もない。吉村昭の「三陸海岸大津波」には「津波は必ずまた来る。しかし、備える用意も怠らないから、次は死者は少ないはずだ」という田老町の生き残りの人の言葉が出てくる。波受堤防の1センチ1センチは町民の供養と執念の果実でもあったのだ。

寺田寅彦は「天災と国防」で、77年前に、文明を買い被って自然を侮ることが大きな災害につながると警鐘を発している。巨大堤防も原子力発電所も文明の象徴だった。

寺田は人間の命が10倍になるか、災害の周期が10分の1にならないと災害は防げないとも言った。それだけ私たちは忘れやすいのである。せめて震災を機に、意識的に50年という時間軸をもって将来を考えたい。処理方法の決まらない放射性廃棄物を日々蓄積し続けたり、10兆という借金を財源の裏付けもないまま増やすことを、近い将来子供たちはどう受け止めるのか、想像力はさほどいらぬ。

今を何とかと言い続けて、経済面でも環境面でもツケを将来に回し続けて20年が経過した。地震や津波だけが災害ではない。地球温暖化、食糧危機、財政破綻など慢性疾患も巨大な災害をもたらす。環境弁護士は、将来世代の代理人を自負しているのである。

## 東日本大震災被災地を訪ねて

弁護士 具 良鈺

5月19日～5月21日、被災地を訪ねました。宮城県および岩手県の県庁、弁護士会、そして、釜石市内避難所、陸前高田沿岸部、遠野市等を訪問しました。

津波による甚大な被害を被った陸前高田の海は、私が幼いころ、家族で父の実家(岩手県北上市)に帰省した際、よく遊んだ海でした。その街全体が跡形もなく流され、木材や畳、布団、食器、携帯電話、日用品等が散乱し、あちこちに瓦礫が山積みされていました。現実に眼にした被災地の現状は、私の想像をはるかに超え、その悲惨さに言葉を失いました。また、避難先の体育館に「ただいま」と言ってランドセルを背負った男の子が「帰宅」する姿には、本当に胸が痛みました。

「被災直後に比べ、ボランティアの人数も減っています。今後は、中長期的な支援こそ不可欠になってきます。」そんな被災地職員の言葉を忘れず、弁護士として何ができるのかを考え息の長い支援を行っていかうと思います。



石巻



南三陸町  
写真：津田浩克

弁護士 寺田 有美子

奄美大島に赴任して、1年強。目の回るような忙しさ…ご鼻員にして下さるお客様に、まず感謝を申し上げます。

さて、振り返ってここで学んだものは何か…。それはまず、世の中におよそ普遍的な価値などないのだ、ということかも知れません。たとえば、島は気候柄、雨がたいへん多いのですが、島の方曰く、「雨が多いからこんなに緑が深くて美しい。作物もよく実る。いやあ、恵みの雨ですねえ。」と、底抜けに明るいです。

たとえば「てげてげ」という言葉が島にあります。「適当」「いい加減」という意味です。一般的には「いい加減」というのは、否定的な評価を連想させる言葉です。離島の宿命で我々は出張が多いうえ、空海路共に天候の影響を受けやすく、天候によって容易に予定が狂います。だからこそ、ちょっとした予定の変更でイチイチ苛々しなさんなよ、というのがこの「テゲテゲ」の魂なのかも知れません。他方で、島では「結いの心」といって、人々が助け合うことが美徳とされています。しかし、それが他力本願や依存に結びついてしまい、トラブルに発展している事件にも時折出会います。

異文化のなかで、気づかされることは実に多彩です。あと2年、どんな発見・出会いが待っているのか、楽しみです。



20110507



# 独立開業のお知らせ

葉月法律事務所  
弁護士 小橋 るり

2004年6月以来、パートナー弁護士として執務して参りましたが、本年6月末をもちまして退所し、7月より「葉月（はづき）法律事務所」を独立開業いたしました。あすなる法律事務所在職中は、多くの皆様からのご支援ご指導等ご厚情を多く賜りましたこと心より御礼を申し上げます。これからも真摯に誠実

に謙虚に弁護士としての事件活動はもちろん公益活動もしていく所存ですので、皆様からの引き続きのご指導ご鞭撻を賜りたく存じます。大阪地方裁判所のすぐ近くにある事務所ですのでお気軽にお立ち寄り下さい。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

## 新事務所 葉月法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満4-1-2 中之島日光ビル601

(最寄駅地下鉄淀屋橋)

TEL 06-6365-2211 FAX 06-6365-3311

## 事務所移転のお知らせ

この度、当事務所は、下記の通り移転し、来る10月3日（月）より新事務所において営業を開始する運びとなりましたのでご案内申し上げます。

また、移転作業のため、平成23年9月27日から平成23年9月30日までの間、休業させていただきます。

皆様には、ご不便とご迷惑をお掛け致しますが、なにとぞご高承のうえ一層のお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

記

住 所

〒541-0054 大阪府中央区南本町1丁目

4番10号StoRKビル4階

TEL 06-6268-5070

FAX 06-6268-5071



大阪市営地下鉄堺筋線 堺筋本町駅 1番出口より徒歩2分  
帝人大阪本社ビル東側の筋を北上し、1つめの交差点を右折した北側



日本環境法律家連盟

「原発停止で節電やむなし」のムード一色で暑い毎日ですが、脱・原発の流れはもはや止められません。JELFでも、公害調停などを通じて、ハイリスクな発電に頼らない、新しい社会の在り方を模索中です。話題のスマートグリッドも、蓄電池（バッテリー）などのインフラ技術は、日本が最先端だそうです。「供給の不安定」が弱点とされてきた、太陽光、風力、地熱などの自然エネルギーも、近い将来、劇的な進化を遂げそうで楽しみです。

「原発停止で節電や



TSBネットワークは、弊事務所が、税理士事務所、司法書士・行政書士事務所、中小企業診断士等の専門職と共につくって

いるネットワークです。皆様からの相談案件について、それぞれの専門職の知識と経験を活用して対応させていただいております。例えば、会社分割を検討する事案においては、税務面について税理士と共に検討を行い、実際の分割手続については司法書士が担当するというように、協働して問題の解決にあたっています。